

札幌市ペット動物等火葬施設設置に関する指導要綱運用要領

平成22年 9月14日 環境管理担当部長決裁
平成29年 1月 4日 一部改正
令和 4年12月16日 一部改正

(目的)

第1条 この運用要領は、札幌市ペット動物等火葬施設設置に関する指導要綱（以下、「要綱」という。）の施行に関し、要綱第12条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(関係法令)

第2条 要綱第3条第1項の関係法令とは、「市街化調整区域の保全と活用の方針」の別表1の右欄に掲げる各法令のほか、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- (2) 悪臭防止法（昭和43年法律第91号）
- (3) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (6) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (7) 札幌市生活環境の確保に関する条例（平成14年条例第5号）
- (8) その他市で定めている条例（自然共生、緑地、景観、建築規制等）

(維持管理基準)

第3条 要綱第3条第2項の事業者が遵守すべき維持管理基準は、次のとおりとする。

- (1) 清掃及び整理整頓を行い、施設の内外の清潔保持に努めること。
- (2) 動物死体の運搬にあたっては、外部から見えないようにするとともに、汚水・悪臭がもれないようにすること。
- (3) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (4) 事業所からのばい煙、悪臭及び騒音等の発生防止に努めること。
- (5) 焼却灰及びばいじんは、飛散しないよう適正に管理し、又は処理すること。
- (6) 焼却灰、ばいじん、その他の廃棄物を一時保管する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の定める保管基準に従って保管すること。

(施設の立地等の基準)

第4条 要綱第4条の運用要領で定める立地基準の詳細は次のとおりとする。

- (1) 110メートル以上離れている必要がある公共施設、公益施設及び市街化区域等は次のとおりとする。
 - ア 4車線以上の国道・道道・主要市道、鉄道、河川、公園（市長が周辺的生活環境を保全するうえで支障がないと認めた場合を除く）
 - イ 学校、老人ホーム、保育所、病院等の公益施設の敷地
 - ウ 市街化区域、市街化調整区域内の概ね20戸以上の住宅が建ち並んでいる既存の区域
- (2) 敷地内への車両進入経路については、周辺の公共施設、公益施設及び市街化区域等の生活環境の保全に支障がないよう配慮し、適切に確保されていること。

(施設の構造等の基準)

第5条 要綱第5条の運用要領で定めるペット動物等火葬施設の構造等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 附属施設の規模、構造は、焼却炉の能力等を勘案して過大でないものとし、原則として階数は2以下、かつ、高さは10メートル以下であること。
- (2) 焼却炉は建築物の内部に設置すること。また、当該建築物は、外部から焼却行為が見えないような構造であること。
- (3) ペット動物の死体及び死者の遺品等の一時保管を行う保管庫を有すること。また、保管庫の容量は、焼却炉の処理能力の7日分を超えないこと。
- (4) 保管庫は、ペット動物の死体及び死者の遺品等の保管以外の用途に使用しないこと。
- (5) 保管庫の構造は、保管の場所から保管物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう次の措置を構ずること。
 - ア 保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
 - イ 保管の場所は、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないよう措置すること。
 - ウ 保管庫の扉は施錠できる構造とすること。
- (6) 敷地内の雨水等を円滑に処理し、隣接地等に影響を及ぼさないよう十分配慮されていること。
- (7) 敷地の周囲には適切な緩衝緑地を確保し、塀を設ける場合は景観に配慮すること。
- (8) 施設の規模や構造等が、周辺環境に配慮した設計となっていること。
- (9) 敷地内に適正な規模の駐車場を確保すること。

(近隣の住民に対する説明会等の実施)

第6条 要綱第6条の運用要領で定める説明会等の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 施設を設置しようとする場所から、110メートル以内に居住する者に、説明会又は戸別訪問により直接事業計画を説明すること。
- (2) 事業者は、前号に基づき実施した説明会等において、意見を聴取し、住民の生活環境及び自然環境の保全上必要であると認められる意見に対し、協議を行うこと。

(事業計画書の提出)

第7条 要綱第7条の規定による協議は、次に掲げる図書を添付した事業計画書(様式第1号)によって行うこと。

- (1) 法人にあつては法人の登記事項証明書、個人にあつては住民票
- (2) 土地登記事項証明書
- (3) 土地所有者が事業者以外の場合は所有者の承諾書又は賃借に関する書類
- (4) 地番図
- (5) 付近見取り図(設置しようとする場所から110メートルの位置及び車両の進入経路がわかるようにすること。)
- (6) 焼却炉及び附属施設の配置図、建物平面図、建物立面図
- (7) 焼却炉の種類及び構造に関する書類
- (8) 公害対策及び維持管理に関する書類
- (9) 前条の規定により実施した説明会の議事録、事業計画説明資料、聴取した意見の内容及び協議内容が記載された書面

(事業計画の修正)

第8条 要綱第8条の規定による修正は、事業計画書の修正に関する指示通知書(様式第2号)によって指示するものとする。

(事前協議の完了)

第9条 要綱第9条の規定による事前協議完了は、事業計画書の前協議完了通知書(様式第3号)によって通知するものとする。

附則

この運用要領は、平成22年10月1日から施行する。

附則

この運用要領は、平成29年1月4日から施行する。

附則

この運用要領は、令和4年12月16日から施行する。

年 月 日

札幌市長 様

申請者 住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

札幌市ペット動物等火葬施設設置に係る事業計画書

札幌市ペット動物等火葬施設設置に関する指導要綱第7条の規定により、下記のとおり事業計画書を提出いたします。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所の規模 （敷地面積）	m ²
火葬対象物 ^{注1}	ペット動物 ・ 死者の遺品等
設置する焼却炉数	炉
火葬施設の概要	別紙1のとおり
近隣の住民からの 意見を事業計画書に 反映させた箇所	

注1 該当する部分に○を付けてください。

別紙 1

ペット動物等火葬施設の概要

項 目		説 明
周辺整備等	敷地周辺	緩衝緑地
		塀 (材質、高さ等)
		雨水の処理
		排出水の放流先
		その他
焼却炉	焼却炉が設置されている建築物の概要 (階数、寸法等)	階数 階 (幅) $m \times$ (奥行き) $m \times$ (高さ) m
	焼却行為が外部から見えないような措置 (囲い状況等)	
	焼却炉の規模及び構造等	別紙 2 のとおり
祭壇施設	祭壇施設の大きさ (寸法)	(幅) $m \times$ (奥行き) $m \times$ (高さ) m
	祭壇の設置場所	
保管庫	保管庫の大きさ (階数及び寸法)	階数 階 (幅) $m \times$ (奥行き) $m \times$ (高さ) m
	保管物の種類	
	保管期間	
	保管庫の床面構造(材質等)	
	保管庫の容量	m^3 (日分)
関連設備の概要	管理事務所の規模	階数 階 (幅) $m \times$ (奥行き) $m \times$ (高さ) m
	駐車場の規模 (駐車可能台数及び面積)	台 (m^2)
	その他	
公害対策及び維持管理に関する事項		別紙 1 - 1 のとおり

公害対策及び維持管理に関する事項

公害対策に関する事項	
事業所からのばい煙の発生防止について	
事業所からの悪臭の発生防止について	
事業所からの騒音等の発生防止について	

維持管理に関する事項		
清掃及び整理 整頓について (頻度、内容等)	焼却炉	
	附属施設	
	周辺	
動物死体の運搬に当たっての方法等		
ねずみの生息、及び、蚊、はえその他の害虫の発生防止について		
焼却灰の処理について		

別紙2

焼却炉の構造及び使用の方法等

焼 却 炉 番 号							
名 称 及 び 型 式							
設置(変更)工事着手予定年月日		年 月 日			年 月 日		
使用開始予定年月日		年 月 日			年 月 日		
規 模	火 格 子 面 積 (m ²)						
	一 次 燃 焼 室 容 積 (m ³)						
	二 次 燃 焼 室 容 積 (m ³)						
	焼 却 能 力(kg/h)						
使 用 方 法	1 日 の 使 用 時 間 及 び 月 使 用 日 数 等	時～ 時 時間/日 日/月			時～ 時 時間/日 日/月		
	使 用 期 間	月～ 月			月～ 月		
使 用	種 類						
	燃 料 中 の 成 分 割 合 (%)	灰 分	いおう分	窒素分	灰 分	いおう分	窒素分
燃 料	発 熱 量 (MJ/kg)						
	通 常 の 使 用 量 (重油換算ℓ/h)						
	混 焼 割 合						
ばい煙の 濃 度	ば い じ ん (g/m ³ N)	最大	通常	最大	通常		
ばい煙の 処理施設	種 類						
	捕集効率 (%)						

- 注1 燃料中の成分割合の欄の記載に当たっては、重量比%又は容積比%の別を明らかにしてください。
- 2 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度に換算した値にしてください。
- 3 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度を記入してください。

札環対第 号
年(年) 月 日

様

札幌市長

事業計画書の修正に関する指示通知書

年 月 日付で提出のありました札幌市ペット動物等火葬施設設置に係る事業計画書について審査した結果、札幌市ペット動物等火葬施設設置に関する指導要綱第8条の規定により、下記の事項について必要な措置を講ずるよう指示します。

記

項 目	指 示 事 項

札環対第 号
年(年) 月 日

様

札幌市長

事業計画書の事前協議完了通知書

年 月 日付で提出のありました事業計画書については、協議が完了したので、札幌市ペット動物等火葬施設設置に関する指導要綱第9条の規定により通知します。

記

1 事業所の名称

2 事業所の所在地

札幌市 区